

令和元年度第6回文教民生常任委員会会議録

---

日 時 令和元年6月7日（金曜日）

---

場 所 宍粟市役所503会議室

---

開 会 6月7日 午前9時00分

---

次 第

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 審査・調査事項

◆第86回宍粟市議会定例会付託案件審査及び所管事務調査

（総合病院）

①継続調査

- ・診療科別患者数及び診療報酬について

（市民生活部）

①審査事項

- ・第52号議案 宍粟市税条例の一部改正の専決処分（専決第9号）の承認について
- ・第53号議案 宍粟市都市計画税条例の一部改正の専決処分（専決第10号）の承認について
- ・第54号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第11号）の承認について
- ・第56号議案 宍粟市税条例等の一部改正について

②継続調査

- ・環境施策について
  - 資源物市内循環事業について
  - 太陽光発電施設設置及び管理条例の進捗について
- ・国民健康保険事業について
- ・福祉医療制度の改正について

③その他報告事項

- ・太陽光発電施設設置事業の届け出状況について
- ・再生可能エネルギー利用促進事業補助金申請状況について
- ・資源物等回収状況について（4月末分）
- ・にしはりま環境事務組合予算に係る分担金について

（健康福祉部）

①審査事項

- ・第57号議案 宍粟市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

②継続調査

- ・福祉計画（子ども子育て、障害者、高齢者、生活困窮者）について
- ・地域のあり方と今後に向けて（地域医療と介護の連携）

③その他報告事項

- ・健康づくりポイント事業について
- ・2019年度版保健福祉サービスガイドブックについて

（教育部）

①継続調査

- ・幼保一元化推進状況について
- ・学校給食センター異物混入状況及び対策について

◆第86回宍粟市議会定例会付託案件討論及び採決

4. その他

- ・次回委員会の開催日について
- ・継続調査事項について
- ・行政視察について

5. 閉会

出席委員

委員長	田中一郎	副委員長	大久保陽一
委員	津田晃伸	委員	榎橋美恵子
〃	田中孝幸	〃	神吉正男
〃	山下由美	〃	飯田吉則

出席説明員

（総合病院）

参事兼総合病院事務部長	隅 岡 繁 宏	総合病院事務部次長	大 前 和 浩
総合病院事務部次長	船 曳 浩 尉	総合病院総務課長	大 砂 正 則
総合病院医事課長	木 原 伸 司	総合病院総務課副課長	鳥 居 長 則
総合病院医事課副課長	秋 久 一 功	総合病院総務課財政係長	松 下 一 也

(市民生活部)

市民生活部長	平 瀬 忠 信	市民生活部次長	森 本 和 人
市民生活部次長	前 川 満	環境課長	宮 田 隆 広
市民課長	中 尾 美 恵子	税務課長	梶 原 昭 一
債権回収課長	朱 山 和 成	市民課副課長	寺 西 康 雄

(健康福祉部)

健康福祉部長	世 良 智	健康福祉部次長	大 谷 奈 雅子
健康福祉部次長兼社会福祉課長	橋 本 徹	健康福祉部次長兼障害福祉課長	三 木 義 彦
介護福祉課長	小 椋 憲 樹	保健福祉課長	平 尾 真 弓
一宮保健福祉課長	前 田 徳 之	波賀保健福祉課長	藤 井 康 明
波賀診療所事務長	牛 谷 宗 明	千種診療所事務長	樽 本 美 稚子
保健福祉課係長	岸 根 翠		

(教育部)

教育部長	前 田 正 人	教育部次長	山 本 信 介
教育部次長	田 路 正 幸	教育部次長兼施設整備課長	西 林 文 隆
教育部次長兼こども未来課長	中 尾 善 弘	教育総務課長	進 藤 美 穂
学校教育課長	世 良 繁 信	社会教育文化財課長兼歴史資料館長	柴 原 宏 二
山崎給食センター所長	池 本 雅 彦	学校教育課副課長兼係長	中 田 吏

事務局

係 長 小 椋 沙 織

(午前 9時00分 開会)

○田中一郎委員長 おはようございます。このたび、議会構成選挙で新しく委員8名が選ばれて、このメンバーでよろしくお願ひしたいと思ひます。

規則上、2年ということですので、このメンバーで運営していきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。座って失礼します。

では、まず最初に総合病院の継続調査に入りたいと思ひます。総合病院の方からお願ひしたいと思ひます。

隅岡事務長。

【継続調査および報告を実施】 (略)

○田中一郎委員長 委員の方、よろしいですか。締めさせてもらって。

それでは、総合病院の調査をこれで終わります。どうもお疲れさんでした。御苦労さんでした。

午前10時30分休憩

---

午前10時40分再開

○田中一郎委員長 失礼します。

このたび議会構成選挙でこの8名のメンバーで運営調査、審査していくことになりましたので、よろしくお願ひいたします。

私ごとですけど、意外と集中力のない人間なんで、審査の順番、調査の順番、名前の読み間違えがあろうかと思ひますけども、その節はお許し願ひたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは、審査、調査に入る前に、部長より一言お願ひします。

○平瀬市民生活部長 おはようございます。市民生活部につきましては、4月の段階で新しく年度を迎えて御報告はさせていただいたんですけども私ども市民生活部は1階のほうで市民と直接対応するというようなことが数多い部署でして市民に迷惑をかけないようになおかつスピーディに、ワンストップでとまるような対応を常々、考えさせていただきまして、色んなことで市民に喜んでいただける対応を考えていきたいと思ひております。特に昨年5月から始めさせていただきました総合案内がこの3月で終了したということでごさいます、特に市民課のほうでその機能を持たせながらワンストップに努めていくという対応をさせていただいておりますの

で、今後ともどうぞよろしく申し上げます。では本日審議よろしく申し上げます。

○田中一郎委員長 それでは、まず付託案件のほうから、1項から4項までの、まず第52号議案から説明並びに質疑、審査に入りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

担当職員の説明から始めますので、申し上げます。

梶原課長。

○梶原税務課長 失礼します。それでは、第52号議案のほうから説明をさせていただきます。

地方税法の改正に伴いまして、宍粟市税条例の一部改正を行っております。主な改正内容としましては、まず第34条の7の寄附金控除の改正を行っております。これにつきましては、ふるさと納税制度の見直しに対しまして宍粟市税条例のほうを改正しておるものです。地方税法の改正では、寄附金の募集を適正に実施する地方団体であったり返礼品の返礼割合を3割以下にしている自治体に限定されているというような改正になっております。

○田中一郎委員長 続けてください。

○梶原税務課長 済みません。失礼しました。議案は後で訂正させていただきます、1枚物で裏表の資料でございます。よろしいでしょうか。

○田中一郎委員長 続けてください。

○梶原税務課長 続きまして、附則の第7条の3の2で住宅借入金に関する改正を行っております。これにつきましては2点改正しておりまして、住宅借入金特別控除に係る特別特定控除をした場合の控除期間の拡充を行っております。これは通常10年のところを13年に拡充しております。

それから、住宅借入金特別控除に係る申告要件の廃止というものを行っております。これにつきましては、個人住民税の納税通知書を送った後に所得税の還付申告をされた場合、これまでは住民税の控除は適用されなかったんですけれども、改正によりまして控除が適用されるというような改正になっております。

続きまして、附則第10条の3の6については、宍粟市で今のところ該当がないので、省略させていただきます。

それから、附則第16条のほうで、軽自動車税の税率の特例について改正を行っております。軽自動車税という名称が平成31年でなくなりますので、それ以降、軽自動車税の種別割というものになりますので、平成31年に限ったものとする改正を行っております。重課といいまして、重たくなる課税のほうについて、平成31年で終了

しまして、軽課といいまして、税金が軽くなるほうの項目については平成29年分を削除しているような形をとっております。

第52号議案についての説明は以上で終わらせていただきます。

○田中一郎委員長 平瀬部長。

○平瀬市民生活部長 今、担当課長が説明をさせていただきました。この議案につきましては、御案内のとおり、専決処分をさせていただいております。その関係について若干説明を補足させていただきます。

今説明をさせていただきました寄附金控除については、国の制度の発足が6月1日ということになっております関係上、この議会に間に合わないということでございますので、専決をさせていただいております。あとの件については全て4月1日施行になっておりますので、6月議会に間に合わないということで、専決をさせていただいております。

以上です。

○田中一郎委員長 委員のほうから質疑ありましたら。

神吉委員。

○神吉委員 附則第16条のところの軽自動車税が平成31年で終わりというところの、言葉、その内容をもう少し詳しく教えてもらいたいですけど。

○田中一郎委員長 梶原課長。

○梶原税務課長 平成31年9月30日までは軽自動車税というものがあるんですけども、それ以降の、令和になるんですけども、令和元年の10月1日以降は軽自動車税の種別割という名前に変わります。あわせまして、これまで自動車取得税といいまして、県税があったんですけども、それが市税になりまして、軽自動車税の環境性能割という項目として新たに追加されております。これについては後ほど56号議案のほうで御説明をさせていただく予定としております。

以上です。

○田中一郎委員長 52号議案について、ないですか。

神吉委員。

○神吉委員 県税から市税に変わるということは、どういう仕組みに変わるということですか。県税が市税に変わるんですね。

○田中一郎委員長 梶原課長。

○梶原税務課長 税金の賦課ですとか徴収については今までと形的には、県が行っていただくという形は変わらないんですけども、事務的には県が賦課徴収してくだ

さって、それを市が受けるというような形になっております。

以上です。

○田中一郎委員長 ありませんか。いいですか。

ないようでしたら、次、第53号議案の説明を求めます。

梶原課長。

○梶原税務課長 失礼します。

それでは、第53号議案について説明させていただきます。

こちらにつきましては、地方税法の改正に伴います項ずれを整理したものだけと  
なっております。

以上になります。

○田中一郎委員長 53号議案について、ありませんか。

じゃあ、そしたら次、第54号議案の説明をお願いします。

梶原課長。

○梶原税務課長 それでは、第54号議案について説明させていただきます。

こちらにつきましては、昨年と同様なんですけれども、課税限度額の引き上げを  
行っております。平成30年度につきましては、限度額が58万円のところを61万円に  
しております。

第16条のほうでは、国民健康保険税の減額ということで、減額措置に係る軽減判  
定所得の基準額の見直しを行っております。5割軽減基準額につきましては、27万  
5,000円であったところを28万円に改正しております。それから、2割軽減の基準  
額につきましては、50万円であったところを51万円に上げております。

論点整理のほうで御質問がありましたところについて説明させていただきます。

○田中一郎委員長 梶原課長、どうぞ。

○梶原税務課長 済みません、では、課税限度額のほうから説明をさせていただきます。

○田中一郎委員長 山下委員。

○山下委員 論点整理を出させてもらっていたところ、本当にわかりやすく説明して  
くださっている資料をありがとうございます。これ見せてもらって、論点整理で出  
しているところはすっきりとよくわかりました。

それで、ちょっと質問したいんですけれども、この課税限度額というのが、平成  
22年度から令和元年までに限度額が23万円、これだけ何かアップしているわけで、  
それで、今回もまた3万円のアップということで、これによって高所得世帯層が約

350万円の増税というふうになってくるわけなんですけれども、この高所得世帯層というところなんですけれども、宍粟市におけます高所得世帯層の方々の生活というものは豊かであると言えるのかどうか。これだけの負担になったら本当に大変になってくるのではないかという心配を感じるのですけれども、市民生活部としてはどのように捉えておられるのか、教えてください。

○田中一郎委員長 梶原課長。

○梶原税務課長 失礼します。

ここ10年、それぞれ医療給付費分、後期高齢者分、介護納付費分と上がってきておるんですけれども、医療給付費分については被保険者の皆さんの医療費が上がってきているということで、こちらのほうについても上げなくてはいけないということなんですけれども、後期高齢者支援分については、後期高齢者の皆さんの医療費がふえているということにもなっておりますし、介護納付金分については、介護を受けられている方の介護給付費がふえているということが原因となっておりますので、全てにおいて社会保障費が少しずつふえているということで上げざるを得ないということになるんですけれども、では、高所得者の方の生活がどうかということは、私、高所得者層の生活というところまでは判断できないんですけれども、なぜ上げていくかというところになりますと、通常の社会保険ですね、会社に勤めていらっしゃる方の課税限度額というのがあります。それと比べまして、国保の方の限度額が今なおちょっと低いような状況になっております。それとの調整も踏まえまして、国保のほうも合わせて上げていかないといけない状況になってますので、そちらの社会保険の方々の負担の不満感を和らげるためにも国保を上げていかなければいけないというようなことを聞いておるところであります。

以上です。

○田中一郎委員長 平瀬部長。

○平瀬市民生活部長 今、担当課長が申したとおりなんですけれども、限度額の引き上げのことについて、国のほうでの動きというようなことを少し説明させていただければと思います。

実は厚生労働省のほうにおきまして、改革の方向性などを定めた社会保障改革プログラム法という法律がございます。その法律に基づきまして、医療保険に関する国民の公平性を確保する観点から、今、担当課長が申し上げましたように、社会保険で標準報酬月額の高等級に該当する加入者の割合を0.5%から1.5%の間とするルールが決定をされております。その関係、決定されておりますので、国保税につ



きましても1.5%の水準を採用して、平成27年度以降は限度額超過世帯割合を1.5%に近づけるよう段階的に引き上げる運用上のルールを設けておりますので、そのルールに基づきまして、今回、割合が高い医療給付費課税分について3万円を増額する改正ということになっております。

以上です。

○田中一郎委員長 山下委員。

○山下委員 これ国の法律の改正で、専決処分ということになっていて、市ではどうしようもないというようなこともわかるんですけども、社会保険の方々との負担ということになってるんですけども、実際に保険料あるいは保険税、払われる分は、社会保険の方々のほうが、会社とか、あるいは保険者負担があるから、実際に払われる負担感は社会保険の人たちのほうが低いのではないかと思うんですけど、その辺を教えてください。

○田中一郎委員長 梶原課長。

○梶原税務課長 社会保険の方は本人分と事業者負担分というのがあるわけなんですけども、国保についても本人負担分と自治体負担分がありますので、その割合というのは微妙に違うかもしれないんですけども、国保の方は全く公費が入ってないというわけではございませんので、そこは国保が被保険者負担だけではないということで御了解いただきたいと思います。

以上です。

○田中一郎委員長 森本次長。

○森本市民生活部次長 梶原課長が申し上げたとおりなんですけども、一応社会保険料につきましては、個人の負担と、あと事業主負担ということで2分の1ずつということなんですけども、先ほど山下議員が言われたとおり、国保税については何ら自分たちの税の負担だけではないかというところから、その負担が違うというような感じを持たれるかもわからないんですけども、この国保税会計の全般を見ましたら、国から100分の32、また県から100分の9、市のほうからも100分の9ということで、50%は社会保険と同じような形で、事業主負担ではないですけども、同じような形でのルール化で、50%、半分は税金のほうに投入されているという仕組みになっております。

それと、山下議員の資料の中で、高所得者世帯層について350万円増税ということをおっしゃってたんですけども、これ、国保税として限度額を上げることによりまして、国保税の会計として350万円収入、税金として多く入ってくるという意味

なんです。その分入ってくる分、中間層については税が負担が軽くなるというような仕組みでこの表と額をあらわさせていただいております。なので、高所得者が350万円上がるという意味ではないんです。

○田中一郎委員長 山下委員。

○山下委員 税金が350万円上がって、今度その軽減施策としては、3ページに書いてくださっているように、これ計算したら、99万円の軽減ということなんですけども、そのあたりはどんなふうに考えたらいいわけなんですか。わからないので教えてください。

○田中一郎委員長 梶原課長。

○梶原税務課長 軽減の総額は、山下委員さんのおっしゃるとおり、約100万円ぐらいになります。その分誰が負担するかということになるんですけども、それにつきましては、法定内の繰入金で、県が4分の3、市が4分の1負担するような形で繰り入れることになっております。

以上です。

○田中一郎委員長 山下委員。

○山下委員 それで、ちょっと最初の社会保険と国民健康保険との保険料の差というのは、社会保険に比べて国民健康保険税が非常に高いというところで前に資料を出してもらったこともあるんですけども、その辺のところでは本当に国民健康保険税が高かったんですけど、それはその捉え方でいいんですよね。教えてください。

○田中一郎委員長 梶原課長。

○梶原税務課長 社会保険の場合は軽減というものがございませんので、国民健康保険については低所得者についてはこのような軽減策がありますので、比較的社会保険に比べますと低い社会保障で済んでいるのではないかとは思いますが。そのかわり、高所得者層については、一部逆転したりする場合もあるかもしれませんが、社会保険は均等割、世帯割というような仕組みではありませんので、所得に対して一律何%掛けるというようなことになってますので、逆転する場合もあるかもしれませんが。そこについては制度上やむを得ない部分ではあります。

以上です。

○田中一郎委員長 津田委員。

○津田委員 済みません、ちょっと教えていただきたいんですけど、この高所得者、低所得者、中低所得者の、この区分ってどれで切られてるんですか。

○田中一郎委員長 梶原課長。

○梶原税務課長 資料の2ページになるんですけども、ちょっと高所得者という言葉をつけたんが乱暴だったんかもしれないんですけども、限度額が昨年58万円から61万円に今年上がったんですけども、そのはざまにある方という意味で高所得者という名称を使わせていただいたんですけども、ちょっと今手元に、計算したらどのぐらいの所得が58万円の限度額に到達するかという方がちょっと今手元にないんでわからないんですけども、国保に加入されてる方の上位100名ぐらいというふうな位置づけでその言葉を使わせていただきました。中低所得者層といいますのが、この表で言いますと左側の三角形の部分に該当する部分なんですけども、大体2,500世帯ぐらいというイメージで思っております。ちょっと図を誇大に示してわかりやすくしてますので、世帯の割合がちょっとおかしいんですけども、左側の三角形が2,500世帯、それから右側の台形部分が100世帯ぐらいというふうに考えていただきたいと思います。

以上です。

○田中一郎委員長 森本次長。

○森本市民生活部次長 数字的なことで言いますと、ここでいいます高所得者につきましては、総収入の所得が800万円以上。なので、収入としましては1,000万円を超えるような世帯を高所得者といいます。あと、中間につきましては、大体400万円から600万円の世帯がその中間層に当たると。所得での400万円から600万円が中間というような形で、宍粟市の場合の所得の割合になっております。

以上であります。

○田中一郎委員長 ほかにございませんか。

山下委員、よろしいですか。論点整理の出されとる中、理解していただきましたか。

○山下委員 これできちんと教えてもらっているのです。

○田中一郎委員長 じゃあ、ほかの委員の方でありますか。

ないようでしたら、続きまして、第56号議案ですか、について説明をお願いします。

梶原課長。

○梶原税務課長 それでは、第56号議案について説明いたします。

主な改正内容としましては、第1条改正の部分で、第36条の2のところ、申告書記載事項の簡素化というような改正を行っております。これまで確定申告とかしただくときに、年末調整されている方でも全ての控除を一つずつ書いてもらう

ようになってたんですけれども、改正によりまして、控除の合計額のみを書いていただくことで申告できるようになりました。そのような簡素化を図る改正になります。

それから、附則第15条の2のほうに進めさせてもらいます。軽自動車税の環境性能割の非課税というものについて臨時的に新設されております。消費税引き上げに伴います需要平準化対策としまして、令和元年の10月1日から1年間、環境性能割が従来1%のものが非課税になるというような改正がされております。

それから、続きまして、附則第15条の6です。これにつきましても同様でありまして、従来2%であったものを1%にするというような改正がされております。

それから、附則第16条のほうを説明させていただきます。これについては、軽自動車税の車種別というものが新設されているんですけれども、それについてのグリーン化特例の軽課、税金が軽くなるほうの特例が新設されております。これについては、令和2年と3年度分について該当させるような改正となっております。

それから、第2条改正のほうについて説明させていただきます。第24条としまして、個人の市民税の非課税範囲の拡大がされております。単身児童扶養者の非課税の措置が追加されております。

続きまして、附則第16条のほうで、今度は軽自動車税の車種別の税率のところ、先ほど令和2、3年度分についての軽減があったんですけれども、こちらについてはその軽減策が変更されまして、令和4、5年度分について電気自動車のみ軽減されるというような改正が行われております。

それから、第5条改正のほうで、軽自動車税種別割の税率の特例が設定されております。これについては、軽自動車税の種別割が新設されましたので、それについてグリーン化特例の重たくなるほうの特例ができております。

続きまして、第7条改正のほうで、地方税共通納税システムに関する改正が行われております。大法人に対しまして電子申告する義務ができておるんですけれども、電子申告するに当たりまして、災害とかシステムの障害によりまして電子申告できない場合に限って書面での提出を認めるというような改正が行われております。

その他改正がたくさんあるんですけれども、地方税法の改正に伴う条ずれですとか、年号の改正に伴う整理を行わせていただいております。

説明は以上になります。

○田中一郎委員長 説明が終わりました。委員の方ありますか。

神吉委員。

○神吉委員 先ほどの質問でもさせていただいたのと同じ、グリーン化特例、軽自動車のグリーン化特例というのがすごくさわられているように思うんですけども、簡単な言葉で何が起きているのか教えていただけませんか。

○田中一郎委員長 梶原課長。

○梶原税務課長 今回改正非常に、地方税法の改正に合わせるためわかりにくい改正になっておるんですけども、簡単に言いますと、今現在ある重課といたしまして、古い車に対する課税については継続して残っているようになっております。グリーン化特例の重課については従来どおりとさせていただいたら結構かと思えます。

軽課といたしまして、軽くなるほうの課税なんですけども、今現在ある課税方法を令和2、3年度まで継続するような形になっておると、同じだと思わせていただいたら結構かと思えます。それが令和4、5年度に限って、今度限定されまして、電気自動車ですとか、特に環境に優しいものだけ軽減されるというふうになりまして、それ以降については軽減がないというような形になっております。非常にわかりにくいかと思うんですけども、簡単に言いますと、そういうふうになります。

以上です。

○田中一郎委員長 神吉委員。

○神吉委員 令和4年、5年に電気自動車などの特例としてグリーン化特例が出てくるというものが、もう既に見えてきている状況であるということですね。それから、先ほどの市税が県税に変わるというところも、何の変化かというところ、事務的なところの変更と考えていいんですか。

○田中一郎委員長 梶原課長。

○梶原税務課長 実際これまで、今現在も県で集めてもらっている分が自動車税の交付金で入ってきておるんですけども、それが軽自動車税の環境性能割として入ってくるというだけになります。金額は変わってくるんですけども、イメージとしては、事務的には余り変わらないと思わせていただいたら結構かと思えます。

以上です。

○田中一郎委員長 よろしいですか、委員の方。

山下委員。

○山下委員 今回のこの税条例の改正は国の改正に基づくものやと思うんですけども、宍粟の市民にとってはどういう影響をもたらすというふうに捉えておられるのかということを教えてください。

○田中一郎委員長 梶原課長。

○梶原税務課長 この10月に消費税が上がりまして、市民の皆様にはいろいろ影響があると思うんですけども、住宅を購入される方については住宅取得控除が拡大されますし、車を買われる方については一時的に負担が減るような形になります。消費を低下させないために今回の地方税法の改正が主にされていますので、全く市民の皆様に消費税の影響がないとは言えないんですけども、少なくとも固定資産税とか軽自動車税に関しては、住民税に関しては軽減される措置がされているというふうに捉えていただけたらいいかと思います。

以上です。

○田中一郎委員長 ほかないですか。

ないようでしたら、これで付託案件の審査は終了しまして、続きまして、継続調査、その他報告についてお願いします。事務局より説明をお願いします。

宮田課長。

【継続調査および報告を実施】（略）

○田中一郎委員長 それでは、時間ちょっと過ぎましたけども、これで終わりたいと思います。どうも御苦労さんでした。

午後 0時10分休憩

---

午後 1時28分再開

○田中一郎委員長 続きまして、文教民生常任委員会に入らせていただきます。

まず、第57号議案の審査を行いたいと思いますので、第57号議案について説明をお願いします。

世良部長。

○世良健康福祉部長 続いて失礼します。

議案資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

57号議案、宍粟市災害弔慰金の支給に関する条例の一部改正についての内閣府政策統括官から県知事宛ての文書の、法律の一部改正の施行についての文書の写しをおつけをさせていただいております。

こちらは災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が平成31年4月に施行されたことによりまして、災害援護資金の貸付利率が条例で引き下げることができるようになっております。また、施行令の一部改正によりまして、保証人の

有無、こちら市判断で決定できるようになりましたので、これらを受けまして条例の一部を改正するものです。

災害援護資金の貸付利率については、現在3%としておりました。こちらは保証人を立てる場合は今後無利子とし、保証人を立てることができない場合は据置期間は無利子として、据置期間経過後はその利率を年1%としようとするものに改正するものでございます。よろしく申し上げます。

○田中一郎委員長 津田委員。

○津田委員 これ論点整理出させてもらってたんですけど、貸し付け原資の確認というか、お金の出どころと、あと市の負担というのを教えていただきたいんですけども。

○田中一郎委員長 橋本次長。

○橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 この災害援護資金についてのまず原資につきましては、これは市ではなくて県のほうから貸付金として一括して受け取るものでございます。そして、それは市の起債として財源を措置し、市としてはその起債で返していくということになります。

また、貸付者があった場合はその実行になるわけなんですけれども、貸付者がいない場合は歳入歳出の予算化を行いますけれども、貸し付けがあった場合借り受けるということで、兵庫県から借り受け、対象者に貸し付けるという仕組みになっております。

以上です。

○田中一郎委員長 神吉委員。

○神吉委員 文書の中の据置期間というのがあるんですけど、据置期間とはどのようになっているのか、どれぐらいのものなんでしょうか。

○田中一郎委員長 橋本次長。

○橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 この据置期間は3年以内ということで決まっております。そして、据置期間も含めて10年ということで決まっております。3年と7年で合計10年というふうに決まっております。これは国のほうの政令により決まっております。

以上です。

○田中一郎委員長 神吉委員。

○神吉委員 それでは11年目からの分に対して利息を取っていくというふうになるんですね。

○田中一郎委員長 橋本次長。

○橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 県へ返還するお金については、それは利息が発生いたします。その上で、借受者といいますか、被災者の方につきましては、今、議案の提案させていただいております保証人を立てる場合は無利子、そして保証人がない場合は1%ということになります。そして、10年を超える場合は違約金ということで、そこでまた別計算ということになります。10年までは無利子または利子が発生し、10年を超える場合、予定の約定の償還ができないときから違約金が発生するという御理解ください。

以上です。

○田中一郎委員長 よろしいですか。

山下委員。

○山下委員 この内容を市民にどのようにお知らせされる予定なのかということと、それからどのぐらいの方がこれを新たに利用しようとするのかというような想定というのはどのようにされてるのか教えてください。

○田中一郎委員長 橋本次長。

○橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 市民へのお知らせにつきましては、現在、議案が通りました後、条例として制度化いたします。その上でなんですけれども、これは災害救助法の指定があった場合貸し付けが開始になりますので、それまでは市民の方が積極的に知っていただく機会というのを広報等で改めて行う予定は現時点ではありませんが、災害救助法が発生するような大規模な災害が発生した場合は、直ちに災害対策本部及び市の機関等を利用し、被災者の方に速やかな支援ができるように行っていきたいと考えております。

ちなみに、昨年度の平成30年度7月災害においても、速やかに制度化し、市民の方にお知らせをさせていただき、補正予算も計上させていただき、通過させていただいたわけなんですけれども、実際に市民の方は別の手だて等の中で支援といいますか、災害復興及び復旧をなされ、本制度の利用はございませんでした。そのこともつけ加えて申し上げます。利用については災害救助法適用後速やかに告知、お知らせをして、復旧支援に当たりたいと思っております。

以上です。

○田中一郎委員長 ほかに委員の方ありませんか。

ないようでしたら、第57号議案の審査を終わります。

続きまして、継続調査項目並びに報告事項を当局より説明申し上げます。



まず、1番、福祉計画について、お願いします。  
世良部長。

【継続調査および報告を実施】（略）

ないようでしたら、予定の時間が参りましたので、健康福祉部の審査並びに調査を終わります。御苦労さんでした。

午後 2時22分休憩

---

午後 2時48分再開

○田中一郎委員長 続きまして、常任委員会の調査、報告に入りたいと思います。  
池本所長。

【継続調査および報告を実施】（略）

○田中一郎委員長 よろしいですか。

ないようでしたら、これで教育部を終わりたいと思います。予定時間より早く終わりますけども、よろしくお願いいたします。どうも御苦労さんでした。

午後 3時40分休憩

---

午後 3時44分再開

○田中一郎委員長 続きまして、付託案件についての審査採決を行います。

まず、第52号議案、宍粟市税条例の一部改正の専決処分の承認について、討議、討論ありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○田中一郎委員長 ありませんので、採決したいと思います。

賛成の方の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○田中一郎委員長 ありがとうございます。全会一致で可決いたしました。

続きまして、第53号議案、宍粟市都市計画税条例の一部改正の専決処分の承認について、討議、討論ありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○田中一郎委員長 ないようですので、採決を行います。

賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○田中一郎委員長 ありがとうございました。全会一致で可決しました。

続きまして、第54号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認について、討議、討論ありますか。

山下委員。

○山下委員 私はこれは、賦課限度額を、これは国の法律を改正ということなんですけれども、国のやり方自体ずっと疑問を持ってて、この議案は大方反対してきてるんですけども、今まで。国が全然補助金とかをふやさずに、賦課限度額のみを上げていって、特に平成22年から令和元年度までの約10年に23万円も賦課限度額を上げていって、このようなやり方で枠内での調整をずっと繰り返しているということは、限界が来てるんじゃないかなとずっと思ってきてるんです。そういうところから、国の法律の改正ということになって、市ではどうしようもないということなんやけれども、やはり市としても、市町としても、何とか一般会計から繰り入れして、もっと国民健康保険税を引き下げるとかいうような、あるいは、そういったこと、いろんなことを考えていくということを必要を感じて、ただこの国の方向性に従うだけではだめなんじゃないかなというふうに思うんです。

○田中一郎委員長 津田委員。

○津田委員 まあ本当に上がらんほうがいいですけど、実際に社会保障のこと考えたら、社会保険自体も上がってきているので、なかなか市だけでは対応できかねる部分があるんじゃないかとは思いますが。それは誰も上げてほしくはないと思います。

○田中一郎委員長 ないようでしたら、討議は終わります。

続きまして、討論に入ります。

山下委員。

○山下委員 先ほど言いましたような内容から、どうしてもちょっとこの議案に対して賛成するということができないです。例えば低所得者に対する軽減というところでは、これはすごく大事なことやし、いいことだなというふうには思うんですけども、このやり方に対して、このままだったらどんどんどんどんと賦課限度額が上がっていくということから考えても、国民健康保険税の引き上げを認めていくような方向、これに賛成したら、になっていくのではないかなということで、どうしてもちょっと賛成できかねないものがあるんです。

○田中一郎委員長 反対討論は出ております。またぜひ考えておいてください。

それでは採決に入ります。ないようですので採決に入ります。

第54号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

○田中一郎委員長 ありがとうございます。賛成多数で可決いたします。

続きましていきます。第56号議案、宍粟市税条例等の一部改正について、自由討議、討論をお願いします。

(「なし」の声あり)

○田中一郎委員長 ないようですので、採決をします。

賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○田中一郎委員長 ありがとうございます。全会一致で可決しました。

第57号議案、宍粟市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、自由討議、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田中一郎委員長 ないようですので、採決に入ります。

賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○田中一郎委員長 ありがとうございます。全会一致で可決しました。

以上をもちまして文教民生常任委員会に、また分科会に付託されました6議案についての採決を終了します。

それでは、式次第、レジュメに従って、その他に入りたいと思います。

---

その他

- ・次回委員会の開催日について
- ・継続調査事項について
- ・行政視察について

---

閉会

○大久保副委員長 今日一日、分科会並びに常任委員会審査、御苦労さまでした。お疲れさまでした。これにて終了します。

これで第6回文教民生常任委員会及び予算決算常任委員会第2回文教民生分科会  
を閉会します。

(午後 4時10分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会文教民生常任委員会 委員長 田 中 一 郎